

## 水際取締りの当面の課題と論点

知的財産権侵害物品の水際取締り制度については、この3年間連続して制度改正を行っている。また、本年6月10日に、知的財産戦略本部会合において「知的財産推進計画2005」(以下「推進計画」という。)が決定されている。水際取締りに係る当面の課題としては、これら制度改正の実施状況等を踏まえた推進計画への対応があり、その論点は次のとおりである。

### 1. 水際における技術等を専門的に判断する制度的仕組み

#### 【推進計画の概要】

水際対策における技術判定能力の重要性や制度の利便性・手続の公平性等にかんがみ、これまでの累次の制度改正の実施状況等を踏まえ、技術等を専門的に判断するための制度的仕組みについて更に検討を行い、必要に応じ法制度等制度を整備する。

#### 【現状】

(1) 現在、税関においては、輸入差止申立て手続や認定手続において、必要に応じ、知的財産に詳しい弁護士等の専門家や特許庁等の行政機関に照会している。また、センター機能を有する東京税関においては、弁護士2名を任期付で採用し、税関職員のレベルアップを図っている。なお、輸入差止申立ての審査に当たり、申立てに係る物品を輸入する見込みのある者と権利者に侵害の該否に関し争いがある場合は、当該輸入者からも意見を聴いている。

(2) 制度的には、認定手続においては、輸入者及び権利者は税関に意見・証拠を提出できるほか、権利者から要請があれば特許権等の技術的範囲について税関長が特許庁長官へ意見照会する仕組みがある。また、育成者権侵害物品や形態模倣品等不正競争防止法違反物品については、認定手続において、税関長が必要と認める場合に農林水産大臣又は経済産業大臣に侵害の該否に関し意見照会する仕組みがある。さらに、不正競争防止法違反物品については、輸入差止申立ての際に、周知表示であること等について経済産業大臣の意見書を提出する仕組みがある。

(注) 不正競争防止法違反物品に係る手続は、平成18年3月から施行。

- (3) 他方、実態として、税関が受理している輸入差止申立てに係る権利に関し、裁判所において無効理由があるとの判決や権利の消尽を認めた判決が出てきている。また、認定手続において、権利の無効や消尽、並行輸入等技術的範囲以外が争点となる場合があり、財務大臣に対する審査請求においてもこれらの事項が争点となる場合がある。

#### 【論点】

- (1) 輸入差止申立て手続や認定手続の透明性・公正性をより一層確保するための方策

- ・ 知的財産に関し学識経験のある複数の者に意見を聴くことができる仕組み

- (2) 複数の学識経験者に意見を聴く仕組みにおいて考慮すべき事項

- ・ 当事者が意見を述べる機会の確保
- ・ 現行制度との関係
  - 特許庁長官への意見照会制度（特許権、実用新案権、意匠権）
  - 農林水産大臣への意見照会制度（育成者権）
  - 経済産業大臣への意見照会制度、申立て時における経済産業大臣の意見書提出制度（形態模倣品等）
- ・ 意見を求められる学識経験者の秘密保持義務
- ・ 意見照会に係る個別事案に利害関係を有する学識経験者の除外
- ・ TRIPS 協定との関係 等

#### （参考）

TRIPS 協定 53 条 2 項において、司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠にして物品の解放の停止が行われた場合は、正当に権限を有する当局により暫定的な救済が与えられることなく、最長 20 執務日が経過すれば、通関解放の権利を輸入者に与えなければならないとされている。

- (3) 知的財産に係る税関長の処分についての審査請求がなされた場合に学識経験者に意見を聴く仕組み

- ・ 関税等不服審査会の活用（その場合、不服申立前置とすることの要否）

## 2. 模倣品・海賊版の輸出・通過貨物の水際取締り

### 【推進計画の概要】

模倣品・海賊版が侵害品発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行うなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、税関が輸出・通過貨物についても水際で機動的に取締りを実施できるよう、2005年度から、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の議論と並行して制度面から幅広く検討し、必要に応じ法改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化する。

### 【現状】

- (1) 輸出・通過貨物の水際取締りの対象となるのは、一般的にはそれぞれの国内で登録されている知的財産権を侵害する貨物であると思われるが、輸入禁制品に関係する知的財産法のうち、輸出が侵害行為とされているのは、種苗法と不正競争防止法のみであり、通過を侵害行為としているものはない。
- (2) 輸出貿易管理令においては、仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物で経済産業大臣が指定するものを輸出する場合（仮陸揚げされた貨物を輸出する場合を含む。）は、経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている（輸出貿易管理令第2条第1項、同令別表第2の44号）。  
また、輸出貿易管理令の規定による承認を受ける必要のある貨物を輸出するときは、輸出申告の際に承認を受けていることを税関に証明しなければ、輸出は許可しないこととされている（他法令確認。関税法第70条）。ただし、荷繰り等のため一時的に陸揚げした貨物を外国に向けて送り出す場合は、他法令確認の対象外。
- (3) 輸出入取引法においては、仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害する貨物の輸出入取引は、「不公正な輸出入取引」として禁止されており、不公正な輸出入取引をした輸出業者に対し、経済産業大臣が戒告等の処分ができることとされている（輸出入取引法第2条、第3条、第4条）。
- (4) 米国、EUをはじめ中国や韓国などにおいても、自国の商標権等の侵害物品の輸出を水際取締りの対象としている。

## 【論点】

- (1) 知的財産法の解釈により関税関係法令を改正することの可否
  - ・ 「譲渡」に輸出を含み得るか（関税関係法令において水際取締り規定を設けることができる可能性）
  - ・ 仮陸揚げした時点で「輸入」となり得るか（保税地域に置くこと等を罪とすることにより通過貨物を取り締まることができる可能性）
- (2) 仮に関税関係法令で輸出の水際取締りを行う場合における関税関係法令上の措置
  - ・ 輸出禁制品
  - ・ 他法令確認
- (3) 他の法令で輸出・通過が規制されていない物品を関税関係法令独自に取り締まるべきか
- (4) 国内で違法に製造・譲渡された侵害物品が輸出されることの防止
  - ・ 警察等との連携
  - ・ 外国税関との情報交換

## 3. 模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止

### 【推進計画の概要】

模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持は、現状では法律で禁止されておらず、また模倣品・海賊版に対する国民の意識も極めて低い。このため、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確にするとともに、模倣品・海賊版が氾濫することを防止するため、2005年度中に、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

### 【現状】

- (1) 各知的財産法では、業として使用等する行為が侵害行為とされており、個人使用目的の輸入は侵害行為には当たらない。このため、個人使用目的であることを仮装するような場合はともかくとして、一般に、個人使用目的の輸入は税関における取締りの対象とはなっていない。
- (2) 現在、税関においては、個人使用目的をかたった侵害物品の輸入を防止

すべく、輸入数量や取引の状況等を総合的に勘案して、個々に判断している。

#### 【論点】

(1) 知的財産法における「業として」の範囲(「個人使用目的」の範囲)

(2) 税関において個人使用目的であるか否かをどのように判断すべきか

(3) 他の法令で輸入が規制されていないと考えられる物品を関税関係法令独自に取り締まることの問題点

(参考) 関税定率法第21条の輸入禁制品の考え方(昨年度のワーキンググループ座長取りまとめより抜粋)

)他の法令により、関税法上の輸入禁制品の輸入にかかる罰則と同程度の罰則の適用をもって輸入又は所持が禁止されている物品であること

)その物品の輸入を禁止することが、国民の健康・安全、社会秩序、経済秩序といった公共の利益の保護の観点から特に必要かつ重要であることや、税関をして積極的に水際取締りを行わせ、その輸入禁止の実効を期すことについて国民的なコンセンサスがあること

)現実に国内に流入することにより、社会公共の利益の保護が著しく損なわれているか又はそのおそれがある物品であること

(4) 仮に新法が制定される場合の当該新法と関税関係法令との関係

#### 4. 水際でのマーク外し

##### 【推進計画の概要】

模倣品・海賊版問題は、特定の国に止まらず世界各国に拡散しており、また犯罪組織やテログループの資金源となったり、消費者の健康や安全を脅かす問題であることにかんがみ、TRIPS協定を補完する実効性のある措置として、各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関と協力して、模倣品・海賊版の拡散防止を明確な国際規範とする条約を提唱し、早期にその実現を目指す。このため、2005年度は、例えば、以下のような項目をはじめとして日本提案を幅広く検討し、各国との協議を行う。

- ( 1 ) 模倣品・海賊版の輸出・通過の禁止と水際措置（前記 2 に包含）
- ( 2 ) 個人輸入の禁止と水際措置（前記 3 に包含）
- ( 3 ) 形態模倣行為の禁止と水際措置（輸入については措置済み。輸出については前記 2 に包含）
- ( 4 ) 水際でのマーク外し

税関当局は、不正商標商品について、例外的な場合を除くほか、輸入者が違法に付された商標を単に除去することをもって、当該商品の輸入を認めてはならない。

#### 【現状】

- ( 1 ) 税関において商標権侵害物品と認定された場合でも、その侵害と認定された部分を除去することにより、当該除去された部分以外の残りの部分は侵害物品ではないことから、権利者に確認の上、その輸入を許可している。ただし、除去した部分（標章等）の輸入は認めていない。

例：ポロシャツに商標権を侵害する標章が刺繍されている場合、当該標章を除去した部分はもはや侵害物品とはいえない

- ( 2 ) 侵害と認定された部分を除去した残りの部分が不正競争防止法違反となる形態模倣品であれば、平成 18 年 3 月から輸入禁制品となり（関税定率法第 21 条第 1 項第 10 号）、輸入は認められない。

#### 【論点】

- ( 1 ) 輸入後、改めて侵害となる不正な標章等を付すおそれが高い場合に、侵害認定時の標章等を除去することにより残りの部分の輸入を認める必要性

例：・ 標章等を除去した跡が残っているため、そのままでは国内で販売ができないと考えられる物品を輸入しようとする場合  
・ ベルトのバックルを除去してベルトのみを輸入しようとする場合

- ( 2 ) 当初から侵害となる標章が付されていない物品（侵害認定時の標章等を除去することによる残りの部分と同一の物品）を輸入する場合や他の輸入禁制品とのバランス